

第 272 回開発審査会承認
平成 19 年 11 月 30 日施行

運用基準 7 暫定市街化調整区域内における賃貸共同住宅【個別付議基準】

暫定市街化調整区域内における賃貸用共同住宅に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- 1 市街化区域から暫定市街化調整区域に都市計画が変更された日（以下、「変更の日」という。）の前から土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していること。ただし、接道部分は除く。
- 2 変更の日前から自己の業務の用に供する賃貸用共同住宅を建築する目的があること。
- 3 暫定市街化調整区域内に残置された用途地域及び「神戸市開発指導要綱」に適合した建築計画であり、敷地面積が 3,000 m²未満かつ戸数 30 戸以下であること。
- 4 変更の日から起算して 6 月以内に「開発行為等に関する特別措置願出書」（別紙様式による。）により市長へ届け出たものであること。
- 5 変更の日から起算して 5 年以内に開発行為を完了するものであること。